

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第40号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
(医療業務手当) 第2条 略 2 条例第7条第3項の人事委員会規則で定める同条第2項の級に属する職種は、次の表の左欄に掲げる級の区分に応じ、同表の右欄に定める職種とする。		(医療業務手当) 第2条 略 2 条例第7条第3項の人事委員会規則で定める同条第2項の級に属する職種は、次の表の左欄に掲げる級の区分に応じ、同表の右欄に定める職種とする。	
級の区分	職 種	級の区分	職 種
略		略	
5 級	総合療育センターの医師、保健所の課長及び医長並びに精神保健福祉センターの課長	5 級	総合療育センターの医師並びに保健所の課長及び医長

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、平成18年10月1日から適用する。